

『名語記』の著者経尊とその周辺

鎌倉中期の公武交流と西国の交通・流通

福島金治

Kyōson, the Author of *Myōgoki*, and His Personal Relations : Interaction between Court Nobles and Samurai and the Transport and Logistics in Western Provinces in the Mid-Kamakura Period
FUKUSHIMA Kaneharu

はじめに

- ① 経尊の体験と人的環境
- ② 備中国村社郷の領主紀氏と経尊の間
- ③ 経尊の立場と『名語記』に記された西国の物産と交通
おわりに

【論文要旨】

経尊者『名語記』は鎌倉中期の辞書で、金沢文庫を設けた北条実時が所持していた。その立場は、京都伏見稲荷の社僧、万里小路資通の弟、花山院宣経の子とする説等がある。藤原定家流の人々との交流を通して在京する北条氏一族と昵懇な関係を築いていたとされる。本稿では、経尊本人の経験した内容を手がかりにその立場と活動の実態を検討した。

経尊周辺には後鳥羽院と親近な関係者がいた。それは後鳥羽院の御所・水無瀬殿が広瀬殿に変えられたとある記載にうかがえ、広瀬殿のみえる慈光寺本『承久記』と基盤が共通する。また、備中国村社郷に下向し、郷の住人と目録の読み合わせを行っているが、村社郷の領主紀氏は將軍実朝から安堵され、媒介したのは源仲章であった。仲章は後鳥羽院の近習で、一族の慈光寺家には慈光寺本『承久記』が伝えられ、慈光寺家文書には村社郷の文書が伝来している。経尊は慈光寺家と近い関係にあったと推測される。

『名語記』の特徴の一つは下級官人や職人のことやそれに関わる俗語が多くみえることで、経尊は職人支配と深く関わっていたと考えられてきた。そこで慈光寺家の関連内容を見ると、仲章の一流は院や朝廷の物資の調達や職人の管理と関わっていた。こうした問題は経尊の地方との関係にもうかがえる。記述の多い西国との関係のなかで年貢や交通・流通に関わる記述をみると、美作では百姓に楯を賦課して納入できない場合は鹿皮で代替するのが国例とある。また、伊予石は京都市中で竈の石材とされていることがみえる。伊予石の主産地は砥石山（愛媛県砥部町外山）とみられ、そこは伏見稲荷社領山崎荘に含まれる可能性が高い。このことは本人の京都伏見稲荷社に關わる記述と符合する。こうした点から、経尊は伏見稲荷の社僧を基本にしており、慈光寺家出身、または慈光寺家に仕える家に出自があり、莊園の経営実務にたけた人物であったと考えられる。

【キーワード】名語記、金沢文庫本、経尊、慈光寺家、伏見稲荷

はじめに

本稿は、鎌倉中期の辞書『名語記』の著者経尊の人的環境を明らかにし、当該期の西国の交通・流通について検討するものである。『名語記』は身延山久遠寺武井坊に伝来した本で、⁽¹⁾翻刻本に田山方南校閲・北野克写『名語記』がある。⁽²⁾巻一が欠本、巻二〜一〇の九冊。巻一〇の北条実時の奥書によれば、経尊は文永六（一二六九）年に実時に六帖本を届け、建治元（一二七五）年に修訂した一〇帖本を再び送ったとある。金沢文庫印があり、実時所持の金沢文庫本だった。

経尊について、岡田希雄氏は京都稲荷山に幽栖した老年の真言僧で悉曇・和歌の教養があり鎌倉と密接な関係をもつ人物、川瀬一馬氏は伏見稲荷の神宮寺の社僧とされた。⁽⁴⁾その後、太田晶二郎氏は近世中期の谷重遠著『泰山集』に巻一が存在と経尊を万里小路資通の弟とする見解があることを示し、⁽⁵⁾本文中の備中村社郷や越前敦賀の記述などに注意を向けられた。⁽⁶⁾また、築島裕氏は醍醐寺所蔵『伝法灌頂師資相承血脈』にみえる「経尊上総阿闍梨」が『名語記』の著者経尊とする見解を示された。⁽⁷⁾築島氏の見解を受け、佐古愛己氏は『醍醐寺新要録』の「経尊按察、宣経 宰相息云々」と同一人物とし花山院宣経の子とされた。⁽⁸⁾

経尊は花山院宣経の子なのだろうか。『名語記』に関する多くの研究⁽⁹⁾には、経尊の教養について重要な指摘がある。江口泰生氏は収録単語に訛形・身分差・地域差などが表出され、普通の文献に出現しない語彙や職業的専門用語が豊富にあること、⁽¹⁰⁾迫野虔徳氏は俗語の多い背景に編纂動機や姿勢がうかがえ、藤原定家の「ヲ」「オ」の使い分けを早期に習得していること、⁽¹¹⁾鈴木元氏は陰陽師の説をうけ、寺院での講釈の話材のようなものがみられることを指摘された。⁽¹²⁾また、小林雄一氏は『色葉字類抄』のような辞書を参照したとみられることを指摘された。⁽¹³⁾一方、同

時期の博士家に連なる人物の作とされる『塵袋』と比べると、『塵袋』は故実を濃厚に踏まえているのに、⁽¹⁴⁾『名語記』は年貢の種類や徴収方法など在地社会への関心や知識が際だっている点が注目される。このことについて、富澤清人氏は備中国村社郷での検注と目録作成について「著者経尊は現地調査で自分の主張を裏付け」ていたと現地への下向を指摘していた。⁽¹⁵⁾本稿ではこのことに留意して経尊の立場を検討し、あわせて西国の交通と流通について検討してみたい。なお、『名語記』の引用文には末尾に田山方南校閲・北野克写『名語記』の頁数を記しておいた。

① 経尊の体験と人的環境

経尊を花山院宣経息とする佐古氏の根拠は次の点にある。①後白河院・後鳥羽院周辺の事情に通じ、中山忠親・久我通光らと接点のある人物から情報を入手し、有職故実を貴族官人からの伝聞や日記で入手していること、②顕密仏教に通じ稲荷信仰に関心があること、③『伝法灌頂師資相承血脈』の経尊と『醍醐寺新要録』の「経尊按察、宣経 宰相息云々」と同一人物であること、④花山院家の屋敷に稲荷社が勧請されていたことである。⁽¹⁶⁾③を基本に稲荷社の社僧についての指摘を否定し④の事実を確認することとなりたっている。一方、太田晶二郎・富澤清人両氏が指摘する経尊の村社郷での経験を検討された形跡はない。経尊の経験的事象を検討することで経尊の出自と環境を検討してみたい。

まず、巻一〇の実時の奥書をみよう。

建治元年六月廿五日、稲荷法橋経尊之所送給也、件状云、去文永六年、愚草之名語記令進上之時、正備高覽、下賜御所御返事之上、御馬牽預了、生前面目・老後大幸也、而氣味不愚之余、重令案立三四五字之反音、今度聊故実出来、先進之書僻案緋謬多々之間、大略令改注了、

仍十帖進上之、於先度之六帖者一向可被破却云々、此状称有所縁、奥州家
人□□宮内左衛門持来
之者、先度雖不知書之善惡、感好文之志、領納了、今度又宜然者歟、
越州刺史（花押）

「稲荷法橋」の呼称は「コ、ニ愚質稲荷山ノ幽栖ニシテ」の記述と符合し（五頁）、伏見の稲荷山をさそう。検討すべきは、「御所」の比定、「奥州」と実時の関係である。関・岡田希雄両氏は「御所」を実時とされた。⁽¹⁷⁾一方、『吾妻鏡』中の「御所」の対象を検討された岡田清一氏は、それが將軍家関連の建造物か御台所自身をさす場合などに限定されるとされた。⁽¹⁸⁾このことから、経尊は実時に『名語記』を送ると、実時は將軍惟康に献上し、返礼として將軍家御書と馬を拝領されたということとなる。当時、惟康は三才。執権北条時宗・連署政村が処理し、將軍家御書などは六波羅探題を通して経尊に届いたと推測される。その後、経尊は増補した一〇帖本を再び実時に送ったのである。⁽¹⁹⁾

経尊の書状は「此状称有所縁、奥州家人□□宮内左衛門持来之」り届いた。「奥州」は北条時村である。時村は文永八年に陸奥守、建治元年当時は評定衆で二番引付頭人だった（『関東評定衆伝』『群書類従』第四）。一方、「奥州家人□□宮内左衛門」を佐古氏は宮内氏で三浦氏の縁者かとし、斎藤氏の可能性も指摘された。⁽²⁰⁾欠損分は名字とみるのが穏当で宮内氏ではなからう。時村の家人は「此状称有所縁」して持参した。実時正室は時村の姉妹（政村の娘）であり、⁽²¹⁾経尊は政村・時村父子と実時との関係を熟知していた。

経尊と幕府との関係は、幕府法について「タキ、ノスクナキヲヒトサイフタサイトイヘリ 関東ノ式目ノ□□所ノ薪ノ段ニ三佐伊木トカ、レタル歟」とある（六六四頁）。薪の沽価に関わる法令には、建長六（一二五四）年に炭・薪・萱・藁・糠の価格安定を指示したものがあつた。⁽²²⁾右の記述はこれと関わるかもしれないが、永仁四（一二九六）年に書写

された式目注釈書『関東御式目』の著者は、北条政子ら幕府要人と親しかった菅原為長の孫藤原俊国邸に常参していた者とされる。⁽²⁴⁾式目は京都の公家社会でも注釈されていた。経尊の周辺にそうした人々がいただろう。手がかりとなるのは、文永六（一二六九）年の飛鳥井雅有の『嵯峨の通ひ』の次の記述である。⁽²⁵⁾

- ①小倉の山の麓は母なる人の山里あれば、籠りゐて月日を送る。
②（十一月）三日、女房の傳なる入道為長孫あからさまに、東より上りたるが、下るとて暇乞ひに来たれり。この人も、我文の道をば捨て、いたくよからねども、歌になん心をたり。連歌を好めば、中院へ具して行きぬ。

①は雅有の母が小倉山の麓に住んでいたことを示す。雅有の母は源定忠娘・実時娘の両説があるが、⁽²⁶⁾野津本北条系図には実時の娘に飛鳥井雅有の妻とみえる。これにより、実時は雅有の義父となり、雅有の母は源定忠娘となる。雅有は文永四年に東下し、その間に妻は在京、翌年八月に上洛、文永六年には嵯峨に滞在していた。⁽²⁷⁾実時の娘も嵯峨の山荘と関わっていたらう。②は雅有ゆかりの鎌倉にあつた菅原為長の孫が在京の後に、鎌倉に帰ることで別れの挨拶にきたというもので菅原氏長とする見解もある。⁽²⁸⁾関東居住の為長関係者には、『関東往還記』弘長二（一二六二）年三月二日条に、実時の使者で叡尊と面会した人物に「観証為長孫、越州外舅」⁽²⁹⁾がみえる。観証は右の人物の有力な候補だろう。彼らは藤原為家邸に出入りする関係にあつた。経尊が実時に『名語記』を届けたころ、経尊は右の人物らを知る立場にあつたらう。

つづいて、『名語記』本文について、体験内容を記す際に使う過去形の助動詞「キ」を手がかりにその環境を考えてみたい。⁽³⁰⁾該当部分には傍線を引いておいた。

(二) 後鳥羽院との関係

経尊が後鳥羽院の連歌会の様子を第三者から聞く立場にあったことは、佐古氏も指摘されており、次のようなものである。⁽³¹⁾

或人ノ申シ侍リシハ 後鳥羽院御時 御前ニシテ月卿雲客連哥ノ御会
侍ヘリケルニ 方円ヲ賦セラレケルニ 誰トカヤノ方ノ今ニナシノ
和歌雙紙トセラレタリケリ 造紙ハヨホウナレハ也 ソノツキノ句ヲ
久我ノ太政大臣^{通光} 時ニ大納言歎 カタカムナノワヨミソ ワツラ
フトツケラレタリケリ (四五頁)

「或人ノ申シ侍リシ」とあり、話者は後鳥羽院の時に公卿等列席の連歌会の様子を伝え、経尊はそれを直接に聞く立場にあった。同様の記載は「但後鳥羽院ノ御時御連歌ノ会ニ草木ヲ賦セラレタリケルニ草ノ部ニヨシヲ賦物ニモチキラレタリケルト披露侍ヘリキ 仙洞ニモチキラル、程ノ事ナレハヨシトイヘル名モスツヘカラサルニヤ」というものもあり、賦物に「ヨシ」が用いられたことを知った人の故実である(三三三頁)。その他、後鳥羽院には蹴鞠の伝承もある。蹴鞠について「コレハ成通ノ譜ニハマリノ精三人アリ 春桜花 夏安林 秋苑也」と大家の藤原成通の譜を引用し、さらに「鞠ノ精ハ後鳥羽院御時モヤシロツクリテ精ノ明神トテカミトイハ、レ宮司ナシラカレナトセラレタリシ也」と記す(二二二頁)。経尊の周辺に後鳥羽院と親近な関係者がいたことは間違いない。後鳥羽院の御所に関する記載からは、そのことが具体的にうかがえる。

後鳥院^{羽、脱カ}ノ御山庄ミナセ殿ハ水無瀬トイヘル アシトテ広瀬殿トカハラ
レタリシカトモ 今モ猶本名ノコトクミナセトノミイヘリ (一〇〇〇
頁)

「水無瀬殿」では都合が悪いとして「広瀬殿」に替えられたが、現在でも「水無瀬殿」で通用しているとある。水無瀬殿は広瀬に所在するが、慈光寺本『承久記』には後鳥羽院が京都を離れる際のシーンが次のように描かれている。

「今一度、広瀬殿ヲ見バヤ」ト仰下サレケレドモ、見セマイラセズ
シテ、水無瀬殿ヲバ雲ノヨソニ御覽ジテ明石ヘコソ著セ給ヘ。

院は「広瀬殿」をみたいと言ったが、見ることもできず「水無瀬殿」を念じて京都を去った⁽³²⁾。『名語記』によれば「広瀬殿」は「水無瀬殿」と同一である。慈光寺本『承久記』は「水無瀬殿」を使うことを止めた事情を踏まえた院の発言を記したのである。鎌倉への屈服を象徴した独自の一文と考えてよからう。⁽³³⁾ 経尊の周辺に後鳥羽院に近侍した人々がい
たことを確認できる。

では、経尊は内裏などに出入りする関係にあったろうか。うばめ榿の記述からは少し距離のある人物と推量される。その部分は次のようなものである。

木ノ名ニウハメ如何 (中略) カノ木ハ我朝ニハ大内ノ築垣ノ辺ニアリ
ケルカ ソノシタニハ車ヲ千両タツトイヘル事 漢土マテ キコエア
リト申シツタエタリ 近衛大宮ニアリケリ マサシクミタル人ノ申
シ侍ヘリシハ ヒラクテ 枝ノサシヒロコリテ 人々夏ハイクラモア
ツマリテ ス、ミ所ニセリキト申シキ コレモ ムハメ歎 (八五六
頁)

うばめ榿は内裏の築垣のあたりにあるとか、近衛大宮にあるとか記し、これを直接に見た人物から枝が広がって夏はたくさんの人が枝の下に集

まあって涼むのだと言うのを聞いたとある。経尊にとっては間接情報といえる。このことと関係あろうか。『名語記』にみえる官職は、上級公家が大臣（九頁等）・上達部（一二〇頁）・大宰府の「ソツ」（三六二頁）・受領（一五六頁）と少ない⁽³⁴⁾。一方、より下層の官職は木工頭（八九六頁）、采女・藏人（八六七頁）、武官などでは左右馬寮（七四二頁）、檢非違使・左右衛門・靱負（五四頁等）、衛府（七九四頁）・衛士（七九六頁）と多い。経尊は下級官人に親和性をもつような境遇にあったのではなからうか。

（二）北陸下向と「塩越」

経尊は北陸に下向した可能性があり、「塩越」が三ヶ所にみえる。

- ①又一説ニ云 北国ニ塩越トイフ所アリ ソノ最中ヲハ越中トイヒ
マヘヲハ越前 ウシロヲハ越後トイヘリト ソノ国ノ邑老申セリキ
(九七六頁)。
- ②国ノ名ノエチセン如何 エノ段ニ申シ侍ヘリツ 越中ニシオコシトイ
フ所アリ 海ノ塩ヲクミテタカキ所ヲコヘテ内ノ湖ノ辺ニテ塩釜ヲ建立シ
テ塩ヲヤク便宜アリ ソノ塩越ノ最中ヲハ越中トサタメ 塩越ヨリマヘ
ヲハ越前トナツケ塩越ヨリウシロヲハ 越後トイヘリト北国ノ古老フト
モカラ申セリ (一三〇四頁)。
- ③但又塩越トイヘル所アル故ニ越ノ字ヲツクト所々ニ申侍ヘリツ
(一一〇五頁)

「塩越」は富山県氷見市の子浦越だろう。石川県羽咋郡志雄町との境にあり、北陸道の脇街道に位置していた⁽³⁵⁾。②では越中「シオコシ」が海から離れた高い所にあると記している。特徴的なのは、①で「国ノ邑老」、②で「北国ノ古老トモカラ」、③で「所々」と土地の古老から聞いたと

記していることである⁽³⁶⁾。経尊は北陸下向の経験があるとみてよい。

（三）備中国村社郷への下向

経尊は富澤氏が指摘したように村社郷（岡山県新見市）に下向した⁽³⁷⁾。それは次のようにみえる。

備中国ニムラクソノ郷ト申ス郷ハムヘリ 文書ニ村久曾トモカキ 村
古曾トモ両様ニカケリ ソレヲイツレノ文字ニツクヘキソトタツネ申シ
侍ヘリシカハ古老ノ直人申侍シハ 昔ヨリ文字両様ニカキ候 但コノ
所ハムラアシロト申ス心也 アマリニ神ノオホク侍ル故也ト申セリキ
コノ詞ニツキテ推シ侍ヘルニ社ヲコソトヨム事ノ思アハセラレテ村社ノ
符合ヲ必定セリキ サテ其所ヲ巡見シ侍ヘリシカハ マコトニ森林ノ
辺コトニ鳥井ヲタテ小神ヲイハヘリキ コレハ免田ヲタテヲキテ土民
ヲカ依怙ニアテムトノ支度也 シタカヒテ文書目録ニモ神免ノミオホク
侍ヘリキ (六〇七〜六〇八頁)

「キ」のみで「ケリ」は見えない。自身の体験だろう。村社郷は文書では「村久曾」「村古曾」の両方がみえ、「古老ノ直人」によれば昔から両様あり、村に多くの社があるからだという。実際に巡見したところ多くの鎮守があり、土民の主張にもとづいて免田が設定されていることを把握し、文書目録に「神免」が多数みえると確認している。その際、「ヨム」とあつて読み合わせをしている。郷の検注での目録作成の一環と推察される⁽³⁸⁾。古老の直人は刀禰などの上層住人となる。当時、古老の証言は文書内容を補完するものだった⁽³⁹⁾。このことを具体的に語っていよう⁽⁴⁰⁾。

『名語記』には、右のことに関連して符に関する記述がある。

- ①田舎ニ官物呵責ノ時セリ徴符トイフ事アリ 勝徴符トカキアヒタリ

(一三六頁)

②諸国ノ在庁カツノリヲケウトナツク如何 下符トカケリ(五七〇頁)

①は官物の納付を住人に責めるのを「勝徴符」、②では在庁官人が年貢収納に動くことを「ケウ」といい「下符」と書くという。「ケウ」にはアクセント記号があり、重要な事項だったのだろう。その実態をみよう。徴符は領主が百姓に年貢などの上納を命ずる際の文書をいい、公文代の執筆・発給のものに建保六(一一二八)年三月十一日の備後太田荘上原村徴符がある(『鎌倉遺文』二三三三、以下『鎌倉遺文』は鎌遺と略した)。ただし、「勝徴符」は『鎌倉遺文』にみあたらない。下符は建長二(一一五〇)年二月の筑後高良別宮神官等申状によると、御神事用途を神官らに賦課したところ不調となり、やがて「神官給主等雖各下符申給、当預所殿尚如旧例、名別平均神官等任法可致沙汰」とある(鎌遺七二七八)。下符は実際に賦課する分を記載した文書と解釈され、『名語記』には国衙関係の実務でみえる。その実例は「金沢文庫文書」に弘安二(一一七九)年の国庫納米員数注文があり、以下のようなものである(鎌遺一三八二五)。

弘安二年国庫五升米納員数事

以上 六十七石八斗五升九合五夕五才^{一石一斗五才}

延下符斗定 百一石七斗八升九合二夕五才^{五斗延定}

この文書は武蔵国衙が賦課した「五升米」徴収の帳簿で、石井進氏は文中の「下符斗」を「下行斗」としその換算を示すとされた⁽⁴²⁾。ここでは国衙領で賦課する分として決めたものを下符斗と呼んだのだろう。経尊は検注や年貢徴収の実務に精通していたとみられよう。

経尊は検注使として下向したのではあるまいか。農夫からの聞き取りとみられる表現もあるからである。鎌の柄は「農夫カ鎌ノ耳ノクホナル所

ヲエノキアシキナト申侍ル事アリ」とか(一〇四頁)、「農夫カ田ノアセヲサクトイヘル」といい「サク」にアクセント記号がある⁽⁴³⁾(六八七頁)。こうしたことと関係があるのだろう。刀禰(二七三頁)、凶師(四〇〇頁)などの荘官の職務内容を記し、「民百姓ハ一人シテハ公事ヲトメスヲノカツラマテテ同心ニ役ヲトムル也」と個別の百姓が連合することで役の賦課や収納が成り立つと認識している(三四八頁)。百姓以下の身分についても「一名ヲ管領スルヲハ名主 名頭ナトイヘリ ソノ脇々ノ小百姓ヲハナコトイヘル也」と記し、名子は「家ノ子風情」と村落の階層構成を具体的に理解していた(四二六頁)。

こうした知識の上で勸農を重視したことが、田植えと富草・やすらい花への関心や、蚕の息を解説して「ノミノイキ天ヘノホル」ことを「農民ノイキ天ヘノホルトイヘル事也」と蚕を農民にあてていることにつながる。さらに、聖徳太子の十七条憲法を引用し、私用に百姓を動員すること、不要不急の臨時役の賦課を停止するべきだという意見に同意している(一三六〇～二頁)。

以上のことから、経尊は幕府では北条実時・時村、京都では後鳥羽院と親近な一族と近い関係にあり、北条実時と近縁の飛鳥井雅有や菅原為長一族の身辺に近づける立場にあったと推察できる。こうした関係が、『名語記』の実時への献上の背景に考えられる。一方、経尊は北陸や備中国村社郷に下向していた。これは、経尊の仕えた家との関係が背景にあると推察され、次節で村社郷の支配関係を通して検討することとした。以上の点からみると、経尊は花山院宣経の子とする見方とはかなり距離があるとみただけがよい。

②備中国村社郷の領主紀氏と経尊の間

次に、備中国村社郷の領主の社会的立場と『名語記』に記述された地

域の相関関係をみることで、経尊の社会的立場を検討してみたい。

(一) 村社郷の領主紀氏

村社郷の概況を浅原公章氏の整理により述べておく。⁽⁴⁵⁾ 村社郷は新見市唐松・正田・新見などの地域で東寺領新見荘と接している。領主の紀氏は村社郷を代々支配してきたが幕府から恩賞をうけていなかったため、建保五(一二一七)年に紀康綱が和歌を捧げて訴えたところ村社郷小埋社町を安堵されたこと、また、弘安八(一二八五)年に季綱は村社郷内庄田村などを安堵されたが、季綱は康綱の系譜にあるとされた。⁽⁴⁶⁾ 経尊の立場は、村社郷の安堵からみることができらるだろう。

まず、『吾妻鏡』建保五年五月二〇日条をみよう。

廿日丁酉、右衛門尉紀康綱、年来雖有其功、未浴新恩、今日進一首和歌、愁申身上事、而備中国村社郷内小埋社町者、八代相伝之由、言上之間、為不輸之地、可領掌之由被仰下、陸奥守広元朝臣奉行之、是併令感詠歌給之故也、

安堵の手続きは將軍実朝の仰せを大江広元が奉行する形で行われ、その理由は「是併令感詠歌給之故也」と実朝の個人的感慨とする。発給された文書は將軍家政所下文と考えられ、広元以下の別当九名が連署していた(祢寝文書、鎌遺二三三二)。五味文彦氏は、前年に政所別当は五人から九人に拡充され將軍親裁の姿勢が明確になる中、執権義時は実朝の暴走を防ぐ役として広元を復活させた⁽⁴⁷⁾と評価し、実朝が信頼する最重要人物は源仲章だったと指摘された。右の記述からは、大江広元を媒介に安堵されたことが明確である。

一方、村社郷の相伝についてみると、康綱・季綱一族と実朝の側近の一人だった源仲章一族の関係がうかがえる。仲章は後鳥羽院の近習で、

建保四年に大学頭、同六年に文章博士、承久元(一二一九)年の実朝暗殺の際に同じく討たれた。この仲章の兄弟仲兼の家が五辻家、仲兼の孫仲清の一流が慈光寺家で慈光寺本『承久記』を伝来した。⁽⁴⁸⁾ 家文書は東京大学史料編纂所影写本「慈光寺家文書」があり、紀氏関係文書二通がこれに含まれている。⁽⁴⁹⁾

① 関東下知状(鎌遺一五六三一)

可令早弥熊丸領知備中国村□郷内庄田村東方・柿木原・左久良・馬塚・木尾野別所細載、社、以上五箇村并田畠山林事、

右、任親父左兵衛尉季綱法師法名 備弘弘安四年十月二日讓状

於左久良・馬塚兩村者、後日讓与之由、載裏書、可令領知之状、依仰下知如件、

弘安八年八月三日

相模守平朝臣(北条業時)(花押)

陸奥守平朝臣(北条業時)(花押)

② 左兵衛尉貞綱軍忠状

一、同廿九日、於嵯峨大学寺御合戦之間、御共仕伐破広沢池城戸、

最善押寄大手迫路凶徒、責上大学寺御所東北松尾、抽軍忠畢、土

師掃部丸・山田弥三郎等所見及也、所詮、下賜御証判、可備上覽旨、

相存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年八月廿日 左兵衛尉貞綱上

進上 御奉行所

「承了、
(証判) (花押)」

①は紀季綱の子弥熊丸が弘安四(一二八二)年の季綱讓状を根拠に村社郷内庄田村東方など五ヶ村を安堵されたもの、②は建武三(一二三六)年に足利尊氏が入京した際の後醍醐天皇方との合戦で、貞綱が軍功を書き上げたものである。紀氏の家文書は慈光寺家に伝来していた。そこ

で、紀氏の領主としての性格を検討してみたい。

①から紀氏が備中国御家人だったとわかる。②をみよう。貞綱は足利方として大覚寺御所周辺での合戦に土師掃部丸・山田弥三郎などと加わり斯波高経の証判を得た。⁵⁰ 貞綱は康綱・季綱と同じく「綱」の一字がみえ、「貞」は北条貞時からの拝領だろう。山田氏は貞和六（一三五〇）年に足利直冬と戦った高師泰の中国地方の軍勢に山田又次郎がみえる（『太平記』「三角入道謀叛事」）。土師氏は因幡国土師郷の領主だろうか。⁵¹ 文和四（一三五五）年に足利義詮方と直冬方が戦った際には山名時氏方に土師右京亮がみえる（『太平記』「神南合戦事」）。紀貞綱は備中・因幡方面の武士となる。

次に斯波高経との関係をみよう。小川信氏は、高経には建武元（一三三四）年九月に越前守護としての活動がみられ、同年一〇月に紀伊国飯盛山で北条氏残党を排除、同二年八月の中先代の乱で関東に出陣、同三年には尊氏に従って九州に向向、その後、上洛途上の備中福山城合戦で指揮をとったとされた。⁵² これに対し、佐藤進一氏は越前守護補任は建武三年六月以降、備中守護は不明としつつ、建武三年六月一六日の吉川経時軍忠状を取り上げられた（吉川家文書、『南北朝遺文 中国・四国編』三七八）。この軍忠状は同年五月一八日の福山城合戦を報告したもので、端に「尾張守殿御一見状、正文ハ武田甲斐守許有之」とある。文書の奥に記された「承候了、⁵³ 在御判」とある証判の人物は国大将で、端裏書の「尾張守殿」とこの証判の人物は同一となり、端裏書の内容が信用に足るならばという条件付きで「尾張守殿」を高師泰に比定された。⁵³

この「尾張守」は高師泰だろうか。師泰は建武二年一二月の尾張権守が初見、同三年八月に尾張守、同四年一二月に越後守。⁵⁴ 師泰の戦功認定者としての活動は建武三年に集中し、対象は龍造寺氏ら九州の武士（『南北朝遺文 九州編』四二二等）と出雲・因幡の武士である（『南北朝遺文 中国・四国編』三七八等）。「尾張守」の記載は過去の事情の

反映ではなからうか。⁵⁵ 斯波高経は、建武三年の山門攻撃の際、『太平記』に「越前ノ守護尾張守高経」、「梅松論」に「当国の守護人尾張守（高経後引武田健三氏）」とみえ、佐藤氏はこの『太平記』等にみえる「尾張守」の称は、所載文書による軍記としての性格から高経の後年の職名をさかのぼって付したものとされた。⁵⁶ 右の事情からみると、吉川家文書の証判の人物と「尾張守殿」は高経をさすのではあるまいか。高経は、建武三年六月の福山城合戦で証判を加え、同年八月にその軍勢を率いて上洛していたのではないか。紀貞綱は備中で高経の軍勢に加わり上洛したと考えるのである。⁵⁷

まとめると、紀氏は大江広元・源仲章を媒介に村社郷を將軍実朝から安堵され、紀氏の家文書は慈光寺家に伝来した。紀氏は『吾妻鏡』に郷内の小理社の社田を「八代相伝」しているとあり、国衙領村社郷の開発領主とみられる。慈光寺家に紀氏の家文書が相伝された点は、紀氏が慈光寺家の家人的な立場にあった可能性がある。慈光寺家が村社郷の預所、紀氏が下司や地頭といった関係にあったのではなからうか。一方、慈光寺本『承久記』について、久保田淳氏は、作者は源仲章一族の関係者、後鳥羽院の関東呪詛を含まず政道批判がないことなどが共通の理解であるとされた。⁵⁸ 「広瀬殿」が『名語記』と慈光寺本『承久記』に共通してみえることは、経尊が慈光寺家と近い関係にあったことを示すだろう。

（二）『名語記』からみた経尊の生活圏

『名語記』の語彙について、小林芳規氏は「田舎」の「下臈」の語る詞に東国の詞の原型がみえることを指摘された。⁵⁹ 『名語記』の地名の記述には経尊の関心と生活圏が反映されているだろう。身近なところは濃く、縁遠いところは薄いはずである。地名の記述から生活圏を考えてみたい。

京都は名所などとともに、⁶⁰ 京都在住がにじみ出た部分が多い。稲荷山の杉の験（シルシ）について「稲荷山ニモスキアリ 神ノシルシニ申シヨ

ソヘタリ 但 イナリ山ノスキハフカキ因縁アリ」とある(一〇八六頁)。自身の所属意識の反映だろう。一条大路は「コノ京タニモ一条ノ大路ノ地ノ面ト九条ノ東寺ノ塔ノ空輪トヒトシト申ラケリ」と「コノ京」と強調し(七三三頁)、羅城門は「今ハ礎跡ハカリ残りテ門ハナシ」と現状を述べ(62)(一〇七六頁)。また、猪熊は「京ノ山路」と説明(二二四頁)、北山松ヶ崎(左京区松ヶ崎)に氷室があると指摘するのも(一一一九頁)、土地そのものへの強い関心故だろう。その結果、地元の物産や地名の独特の読みを由来から説明することとなる。

①カヤ紙(紙屋紙) 紙屋紙を「カヤ紙」というのは「仁和寺へマカル道ニ宝金剛院ト申ス テラノカタハラノ河ヲハカヤカハトナツケタリ昔ソノホトリニカミヤラツクリテ件ノ色紙ヲスキテ 公家ヘソナヘマイラセ ケル故ニカヤ河ト申セル也ト申ツタヘタリ」とある。「カヤ紙」の由来は紙屋川を「カヤカハ」と呼ぶからだと言う(一二〇二頁)。

②リク社「問 リクトイヘル所如何 答 宇治ニイマセル神社ノ御名也」と宇治の離宮社をあげ離宮を「リク」と呼ぶからだという(一九九頁)。

また、賀茂川での祓えや大嘗会の会場に桂川をあげるのも、右の事情と類似する。

③賀茂河原 年中行事との関わりで「六月晦日ハ賀茂ノ河原ニテ水ヲアミテ 陰陽師ニハラヘラセサスル也」とある(一〇六九頁)。

④二条河原・桂川 大嘗会の御禊の場を「ツネハ二条河原ナトヘ行幸ナラセ給ヘリ ソノ所ニシトミ屋タテラレ 暫ク御座アル歟 マチカキ例ヨカサルニハ 或ハ西ノ桂河ナトニテモ フルクハラコナハレタリト申セリ」と二条河原・桂川をあげる(一〇七〇頁)。

③は陰陽師の故実。④は天皇・院の行幸の近い先例をあげたもので、

銚子について「銚子ハ我朝ニハ大井河ノアソヒニ清時ノ大将ノ始テトリ」とあるのも(九八二頁)、桂川(大井川)への行幸と関わる。桂川のある嵯峨地域は、当時、材木集散地の津があり、後白河院・後鳥羽院の山荘が経営され、左京から嵯峨伏見大路が直行する要地だった(64)。前述の飛鳥井雅有の母の屋敷もあり、天龍寺所蔵「山城国龜山殿近辺屋敷地指図」には金沢氏と近縁の長井宗秀の屋敷もみえる。経尊が関わる金沢氏一族所縁の場であった。

畿内とその近国地域をみよう。和歌への関心か、「アラニヨシ」の由来を「奈良坂ニメテタキ紺青緑青アリケル」と説明するなど(一八頁等)、奈良・飛鳥近郊が比較的に多い(65)。その内容は、興福寺の根本の山階寺を「初ハ山城国アフサカノ関チカク山斜ト申ス所ニカノテラヲハタテラレタリケリ」と(七七五頁)、金峯山と金剛蔵王の忿怒形を説明するなど(一〇六七頁)、由緒の記述が中心である(66)。平等院領近江国川原荘に「カハラノ庄ハ年々早損アリケル故ニカハラヲアラタメテ大工ト、ナサレタリトキコユレトモ 猶 カハラトノミイヘリ」と荘名変更が日照りが原因というのと同様のものである(一〇〇〇頁)。京都ほど密着した表現ではない。

一方、熊野と伊勢は対照的で、熊野では熊野詣の作法などに俗語が多い。「コリカク」(「行水ノイカケ」^(沃懸)、六〇三頁)、「ソリ」(熊野詣の法師、「髪ヲソリタレハソリトイヘル也」^(翻)、三五八頁)、「キリ」(「カタナ」^(切)、七一〇頁)、「シト」^(葉巻)、「ワラクツ」^(葉巻)、七六四頁)などである。熊野参詣の経験の反映だろうか。一方、伊勢神宮は木綿について「伊勢神宮造営ノ時ハ吉日良辰ヲエラヒテ神宮アツマリテユフトリトテ山へ入ル日アリト風聞セリ」と行事の伝聞記事を記すにとどまる(七三二頁等)。

北陸・関東をみよう。敦賀は「越前国ニツルカトイヘル所ノ山ヲ馬ニ荷ヲ負セテコス也」と陸運(一三五一頁)、琵琶湖湖岸の朝妻湊(滋賀県米原市朝妻湊)は「コレハ都城ノ東ニアタリテ近江国アサツマ^(朝妻)トテ大キナル津アリ」と水運の要所と記す(九九三頁)。北陸はやがて塩越へといたる。

関東は東海道沿いの名所への関心を除くと、鎌倉の「谷」を「イリ」「ヤツ」と読むとあるのが注目される(五二八頁)。関東下向、または鎌倉人との交流が背景にある。これより遠くは蝦夷の呼称(六三一頁)や物品・郡名程度で希薄となる⁽⁶⁸⁾。東国では下向したらしい塩越へのルートと身近な対象の鎌倉へのルートを除くと、その外側は希薄である。

西国へ向かうルートは、有馬温泉・箕面寺・淀・河尻・江口などの名所をあげ、瀬戸内海は「海路ニ淡路ノセト」が難所とある(八二九頁)。明石と淡路島の間をさそう。海の難所は他に播磨灘と筑紫灘をあげる(四一八頁)。これ以外は名所を記す程度で、後述する美作の話が具体的である。淀川ぞいの要地と海路、下向した備中とその近隣が濃厚である。一方、九州方面は発音に関心をもっていた。「葺ヲ鎮西ナトニハ ナハトイヘリ」と記し「ナハ」にアクセント記号がある(一一五二頁)。これは「クサヒヲ田舎ノ人ハナハトナツク」の「ナハ」でも同じである(四一一頁)。「田舎」は鎮西をさそう。「ナハ」には九州・中国地方の方言に葺を「ナバ」と言うとの指摘があり、江口氏はこの例から経尊には田舎への特定のイメージがあり、その一つが九州だったとされた⁽⁷²⁾。アクセント記号があることをみると、身辺に九州方面の者がいたのかもしれない⁽⁷³⁾。経尊の関心は、京都が濃厚、越前から越中、近江から鎌倉、熊野、瀬戸内海から備中・美作に至る地域が比較的強いとわかった。村社郷の領主紀氏の関わった世界はこれに含まれているといつてよい⁽⁷⁴⁾。

③ 経尊の立場と『名語記』に記された西国の物産と交通

西国の記載のなかでも美作の鍬と皮、京都方面で使用された伊予石、唐船についての記述は具体的に経尊の立場と密接に関わっていると考えられる。それぞれ検討してみたい。

(一) 美作の済物―鹿皮と鍬―

美作では鹿皮と鍬を済物とすることについて、次のように記している。

カモシ、トイヘル獸アリ ソノ皮ヲニクノカハトナツケタリ ソノ名
字モ ウトマシケレハ女房ナトハカタハラヘモヨセサル皮アリ ニクト
イヘルラムヤウ如何 カノカモシ、ノ皮ヲニクノカハトイヘル故ハニ
クキ心ニテハ侍ラス カレハ美作国ニオホカル物也 美作ニハ鍬ヲ済物
ニスル国也 シカルヲ鍬ヲモタサル民ハクハノ代ニカノ皮ヲ済スルニ皮
一枚ヲ鍬ニ口カ代ニナスカカキリアル国例トナレリ 故ニ鍬ニ口カ代ナ
レハニ口ノ皮トナツケタル也(二五九頁)

美作ではカモシカの皮を多く産出し鍬を済物とし、鍬をもたない百姓は皮一枚を鍬ニ口の替わりとするのが国例とある。国例には、丹波では野島を地頭分とする(文暦二(一一三三五)年、鎌遺四八〇〇)、美濃では絹と銭の換算比率を四疋で一貫四百文とするなどがあり(弘安二(一一二七九)年、鎌遺二三五七二)、所務の区分や納入方法などに国ごとのと決めた。美作の場合、鍬と皮の交換比率が国例となっていた。

そこで、美作の鉄生産をみておこう。『今昔物語集』には英田郡で鉄の採掘のため穴に入った住人が生き埋めとなり生還した話がある⁽⁷⁵⁾。砂鉄の組織的な採取が行われていた。この地域の製鉄について、光永真一氏は、中世の遺跡は九世紀まで多数存在した吉備高原南縁部にみつからず近世に主要産地となる中国山地に多く検出されると概括された⁽⁷⁶⁾。村社郷に接する新見荘では、文永八(一一七一)年の新見荘作田惣目録に「吉野村田五丁四段卅代 分鉄二百七十三両^{五兩}」と鉄年貢がみえる(鎌遺一〇八五七)。これらの製鉄関係文書から、福田豊彦氏は中国山地が荘

園制下での権門の鉄産出地として期待され、砂鉄を原料としたたたら製鉄に成功したと指摘された⁽⁷⁷⁾。新見荘については、大島創氏が公文大中臣氏の進出拠点製鉄の場となっており、鉄穴流しの水路沿いにカジヤ・イモジャなどの小名がみられることを指摘された⁽⁷⁸⁾。こうして生産された鉄はインゴットで出荷されたというのが通説だが、『名語記』では百姓に鉄を賦課し、納入できない場合は鹿皮で代替するのが国例とある。野鍛冶の形で鉄などが生産されていたと想定されよう。在地では沙汰人クラスの主導で大規模に鉄生産が行われる一方、領主はその果実を獲得した鍛冶の百姓に鉄の納入を義務化したのだろう。

一方、皮の年貢は他所にみえ⁽⁸⁰⁾、村社郷でも時期は下るが確認できる⁽⁸¹⁾。『名語記』は皮作りを「山ノカセキヲカトナツク如何 カハ鹿也 カハノ反皮ナリ」と記している(四八頁等)。鹿皮の採取は山稼ぎの一環と把握していた。鉄と皮に関する記述は鉄生産が山野支配とかわわっていたからだろう。経尊は現地への下向とともに鉄や皮などに親近な世界にあつたとみてよからう。

(二) 伊予石の流通と稲荷社領伊予国山崎荘

伊予石については産地の状況と利用のありかたを次のように記している。

人ノ家ノ釜ニヌカトイヘル如何 コレモ竈神ニヨコサマナル石ヲワタセルヲ額ナレハヌカトイヘル也 カノ石ハ伊予国ニアル也 昔材木ヲツミヲケリケルカ石トナリタル也ト申人モ侍ヘリ トレトモくくツキセヌ 柱ノ勢ハカリナル石ノ五六尺ハカリナルカカサナリテアル也トキコエ侍ヘリ(二〇三頁)

竈神をおくところに横に渡した石を額(ヌカ)と呼び、石材の産地は伊

予国とある。額とは竈神が安置された部分に横木のようにおかれた部材となる⁽⁸²⁾。産地では材木を積んだような形で、五六尺(一メートル五〇〜八〇センチ)ほどのものが重なっているとある。愛媛県伊方町在住で石塔を石材から分析されている黒川信義氏のご教示によれば、安山岩の柱状節理を述べた可能性が高い。柱状節理した安山岩の伊予の石材には伊予砥がある。山本典男氏は、①伊予砥の産地である砥石山(砥部町外山)には柱状節理がみられ、②伊予砥は柔らかい石質で、③砥石では伊予の白石は荒砥と中砥の間、中砥は青砥、仕上げ砥に本山砥を使う、④伊予砥の産地砥部は京都伏見稲荷社領山崎荘に含まれる可能性が高いと指摘された⁽⁸³⁾。山本氏の指摘を経尊の立場と関連して検討してみたい。

まず、伊予砥の利用と官衙組織などとの関係をみてみたい。初見は正倉院文書の天平宝字四(七六〇)年の奉造丈六観世音菩薩料雑物請用帳で、伊予砥が鉄・布・漆などとともにみえる(『愛媛県史 資料編 古代・中世』奈良時代一七)。その後、『延喜式』の内匠寮に台盤・屏風・御鏡・御帳・御輿・腰輿・腰車・牛車・桶・斗帳などに伊予砥が青砥とともにみえる(『国史大系 延喜式』中編・四五頁)。寺院では、平安後期に法勝寺新堂の造営や石山寺の丈六皆金色阿弥陀仏像造立の素材にみえる⁽⁸⁴⁾。漆器・金属類や仏像の研磨作業に欠かせない素材だった。こうした事情は鎌倉期も変わらず、建久四(一一九三)年一月二八日の内匠寮請文案に大宰府印一面料として「伊与砥 半顆」がみえ(鎌遺九六)、永仁六(一二九八)年の後伏見天皇の即位の際の蔵人所御即位用途注文に供奉女房の用途に「伊予砥三果」がみえる(鎌遺一九七六七)。伊予砥は内匠寮やその類縁の木工寮・作物所などと密接な関係にある素材だった。

一方、山崎荘は仁平三(一一五三)年正月の伊予国山崎荘立券案にみえる(『平安遺文』二七七七)。山崎荘は伊予郡吾川郷内の仁礼川・砥山口・西甲河・海興伍町に囲まれた地域で、伊予市吾川から砥部町の地域で、

砥山口が伊予砥の産地砥部山と関わる。立券文によれば、稲荷社司秦忠賢による鳥羽院祈祷の稲荷社仁王会（社内では「般若会」）の料米に山崎保三五町余をあてることになり、国司の申請で立券されたこと、その背景に久安四（一一四八）年の鳥羽院による稲荷社での般若会に参じた僧への給米が山崎保から抛出されていたとある。山崎荘は伏見稲荷社領で社内で行われる仁王会は「般若会」と称されていた。稲荷法橋経尊にとって社領から届く伊予砥はなじみのものだったに相違ない。このことから、伊予石の額は砥部山付近の柱状節理した板状の安山岩を利用したものと推察できる。

一方、他の石材をみてみよう。建治年間以前の四国では、「伊予の白石」（白石凝灰岩）製の石塔は県外に移出されていず、香川産の火山石・天霧石・花崗岩の石塔⁽⁸⁶⁾では、和歌山県海南市鳥居の浄土寺五重層塔（鎌倉後期）が東讃岐の火山石製と海邊博史氏により確認されている⁽⁸⁷⁾。滑らかな砥石山の安山岩は伊予砥として京都などで利用され、より荒目の石は鎌倉期以降に石塔に使用されたが一部を除き地域的な需要にとどまっていたとみてよい。伊予砥の産地山崎荘は伏見稲荷社領で、伏見社での般若会の用途を供出する場だった。伊予石の産地と利用形態は経尊の社僧的立場を背景に記述されたのだろう。

（三）和船と「唐船」の理解

経尊の備中への下向や伊予石の京都などへの搬入は海路だっただろう。『名語記』には船の種類や構造・部品、唐船の詳しい記述があり検討してみたい。

構造・部材からみよう。川船の「ヒラタ」は「艦」「平田」と書くところある（一一一八頁）。外洋船は中型船・小型船を「シハ船」（柴船）といい、「泊ヨリイツル船ノ初ヲホフネトナツク 本船也 中ヲハナカツフネヲハリニワレモ〜トカス〜ミナイツルヲハシハ船トナツクル也」と記

し、本船・中船・柴船の区別、船団の組み方を解説している（七六二頁）。船体は、前後を舳・艫（一八二頁）、梶や櫓の使用法など⁽⁸⁸⁾（二五五頁）、乗員の水手を「フナコ」（九四七頁）、水手が漕ぐ所の板を「ハサキノ板」と呼ぶとある（一五頁）。屋根の苫は「チアミテ トマトイフ物ニナシテウヘニオホヘリ」と説明し（三三三頁等）、船荷には「船ニハ艫載トテ艫ノ字ヲハ フナニトヨメリ」と独特な文字を示し（二〇頁）、樽は「船ノトモニラク也」と置き場所を示す（三三〇頁）。

帆の構造になるとさらに細くなる。帆を上下させる繩を耳繩（一〇七二頁）、耳繩を動かす滑車は形が蟬に似ることから「セミ」と呼ぶとある（八三六頁）。帆を正面において追い風で走る真帆などは「マホハオヒ風ノスクニフク時ユカメスヒク帆ヲハマホトイヘル也」と解説し⁽⁸⁹⁾（五三六頁）、さらに和船と唐船の区別にいたる。

問 船ニカクル ホ如何 ホハ帆也 ヒロヲ反セハ ホトナル ヒロ
キスカタナリ 風衣トカケル様モアル歟 唐船ノホハ籠ヲアハラニク
ミテ 屏風ノ様ニタ、メル中ニイヒサ、ノ葉ヲナラヘコメテ風ヲタモツ
也 オロス時ハタ、ミヲキ ヒキアクレハスキマナキ也 日本船ノホ
ハコモヲナラヘテ トチアハセテ オロス時ハマキラク也（二二頁）

唐船は帆を屏風状にたたむが、和船では巻きこむとある。石井謙治氏はこの記事から「一三〜四世紀の鎌倉時代に描かれた唐船の絵の帆は網代帆で、日本船の庭帆とは、はっきりと区別されている」と指摘し、右の記述は網代帆で中国船の特徴を示すとされた⁽⁹⁰⁾。この内容は絵巻物などにもみられることから一般的な知識である可能性があるとともに、渡唐僧の知識を反映している可能性がある。例えば、中国で紙幣を「ウイ」といい、これを「渡唐ノ人ニタツネ侍ヘレハ 文字ニハ会子トカキテウイストヨミ侍ヘル也ト申セリ 日本ニ菓子トカキテタ物トコワウル様ニ宋国

ニハヨロツノ物ニ子ヲカキテナニスト申ス也トカタリ申セリ サレハ会ヲウ
イトヨマセタル也」とあるからである（四五四頁）。「宋」と当時の王朝
名で呼んでいる。経尊は、文献の他に渡唐僧から知識を得ていた可能性
がある⁽⁹¹⁾。

鉄・皮・石・船の記載から、経尊は職人集団と深く関わり、備中国下
向と関わって鉄・皮の年貢、伊予石からは稲荷山領山崎荘との関係が明
白になった。山崎荘のある伊予国は西園寺氏や金沢氏の影響も強い⁽⁹²⁾。経
尊が『名語記』を編む背景にはこれらの人的環境があったと考えられる。

おわりに

経尊の社会環境を検討してきた。その環境は、①北条実時・時村と親
しく、実時娘とその夫飛鳥井雅有ら嵯峨方面に縁のある人々との関係、
②村社郷でみえる慈光寺家と紀氏、③伊予石からは伏見稲荷社領伊予国
山崎荘との関係が想定される。②③からは職人などとの関係、①②から
は定家流の教養の取得の場が推察される。右の内容は経尊を花山院家出
身とする説とはほど遠い。むしろ、慈光寺家との関係を重視すべきだろ
う。慈光寺家は、安嘉門院（後高倉院の娘）などとの関係が注目されて
きた。関連して、井上宗雄氏は源仲遠が作物所奉行で歴大な専門技術者
の大ボスの存在だったとその実質に関心をむけられた⁽⁹³⁾。『尊卑分脈』には、
仲章の父光遠が後白河院細工所、兄弟の仲国は木工頭で後鳥羽院細工所、
仲通は木工助、仲広は木工頭、仲遠は作物所奉行、仲朝と子の仲直・仲
基は細工所別当とある。院や朝廷の物資の調達、職人の管理に関わって
いた。『名語記』に下級官人や職人および俗語が多いのはこれと関わろう。
次に、経尊が藤原定家流の仮名遣いを早期に習得していたという追野
氏の指摘⁽⁹⁴⁾は、後高倉院の女房に藤原定家の娘（後高倉院民部卿、典侍因
子）がいること、慈光寺家関係の五辻仲業が「続古今拾遺作者」とみえ

ること（『尊卑分脈』）、実時の義息飛鳥井雅有と藤原為家との関係など
があったのではなからうか。これに対する経尊の立ち位置は『万葉集』
を頻繁に引用するものの⁽⁹⁵⁾、「歌道ノ人」とは「山ノハ如何 コレハ哥道ノ
人 山ノ葉トサタメ申歟」などと記すように距離をおいている⁽⁹⁶⁾（二三頁）。
経尊は歌道の人を意識しつつ、その外郭の場に身をおいていたと想定さ
れる。

最後に伊予石の記述からは伏見社領山崎荘との関係がうかがえる。経
尊は伏見稲荷の社僧を基本に、慈光寺家や紀氏と関わったとみられよう。
慈光寺本『承久記』と『名語記』の近い関係からみて、慈光寺家出身、
または慈光寺家に仕える家に出自があるとみるのが穏当だろう。村社郷
などでの事績からは荘園の経営実務にたけた人物とみたほうがよい。こ
うしたことによるうか、『名語記』の編纂目的を「末代ノ幼童ヲカ迷闇ヲ
ヒラカシムルタメ」といつている（五頁）。「幼童ヲ」とは右の事情にか
かわる家の子弟が想定される。当時の社会を維持するに必要な知識を提
供しようとする点に目的があっただろう。

〔付記〕 黒川信義氏には伊予砥について多くのご教示をいただいた。
記して感謝申しあげたい。

註

- (1) 「身延山に於ける新しき金沢文庫本の発見に就て」『書誌学』六一三、一九三五
年、『金沢文庫本之研究』、一九八一年、所収
- (2) 『名語記』（勉誠社、一九八三年）
- (3) 「鎌倉期の語源辞書名語記十帖に就いて」『国語・国文』五一―一・
二二―一三、一九三五年、前註(2) 所収
- (4) 『名語記』〔古辞書の研究〕第二篇第二章第一二節、雄松堂出版、一九五五年
- (5) 「まだ現れぬ名語記巻第一」〔勉誠社だより〕七、一九八三年、『太田晶二郎著
作集 第二冊』、吉川弘文館、一九九一年所収。なお、漆崎正人氏は巻一に真
名序があったと想定する（『名語記』における欠帖巻一の内容をめぐって）『藤

- 女子大学国文学雑誌」五〇、一九九三年。
- (6) 「名語記を国史学者に紹介する」(『日本歴史』一三九、一九八四年、後に「太田晶二郎著作集 第二冊」、吉川弘文館、一九九一年所収)
- (7) 「歴史的仮名遣い」(中公新書、一九八六年)二九頁。
- (8) 「平安末期〜鎌倉中期における花山院家の周辺―『名語記』著者経尊の出自をめぐって―」(『平安貴族社会の秩序と昇進』、思文閣出版、二〇二二年、『立命館文学』五八九、二〇〇五年初出)
- (9) 編集方法や収録単語の研究で参照できた論文は次のものである。北野克二「名語記」語彙小論(『解釈』一九一―二、一九七三年)、湯沢質幸「名語記の唐音・和音・呉音」(『国語学』一三三、一九八三年)、中山緑朗「『名語記』の文法意識」(『立教大学日本文学』五四、一九八五年)、漆崎正人「孤例の扱い・『名語記』のナメク〇の場合から」(『藤女子大学国文学雑誌』三九、一九八七年)、小峯和明「世界の喩―説話のおもしろさ」(『解釈と鑑賞』五八一―二、一九九三年)、漆崎正人「北野克書写本『名語記』における標目配列をめぐって」(『国語国文学研究』九〇、一九九一年)、漆崎正人「北野克書写本『名語記』における項目配列の第一基準をめぐって」(上)(中)(中―その二)『藤女子大学国文学雑誌』四六・四八・五二、一九九一―一九九四年)、林義雄「古辞書のあて字―『名語記』『塵袋』を中心に―」(『日本語学』一三四、一九九四年)、漆崎正人「古語の語義特定における一つの陥穽・しかるべしさが支障となるとき―『名語記』の『義道』の解釈を例として」(『藤女子大学国文学雑誌』五六、一九九六年)、工藤力男「名語記私解」(『岐阜大学国語国文学』二二、一九九三年)。
- (10) 江口泰生「鎌倉時代の辞書」(『日本古辞書を学ぶ人のために』、世界思想社、一九九五年)
- (11) 「名語記」の仮名づかい」(『方言史と日本語史』、清文堂出版、二〇二二年、『国語学論集』鶴久教授退官記念、一七、一九九三年初出)
- (12) 「名語記」断章」(室町連環、勉誠出版、二〇一四年、『熊本県立大学国文研究』五〇、二〇〇五年初出)。講釈めいた話は「利口物語」の句に現れているように思う。「利口物語」は「頓智や軽口などで聞く人を楽しませる話」とされる(『日本国語大辞典』13、一九七二年初版)。「名語記」では、蟬を話題に、①「ミウく」と鳴く蟬を「フルキ物語」に老女が美しい冠者に恋しと蟬となり「ミウく」と鳴いたと説明したのが「利口物語」(七五一頁)、②片山寺の僧が小法師を連れて行くのを「クツく法師」といい、これを講釈して「師ノ僧道理ニオレテケリト申セル憶説ノ利口物語侍ケリ」といっている(七七〇頁)。
- (13) 小林雄一「『名語記』と『色葉字類抄』」(『国語国文』八三三六、二〇一四年)
- (14) 木村紀子「解説」(『塵袋』1・2、東洋文庫、二〇〇四年)
- (15) 「森林」との鳥居」(『中世荘園と検注』、吉川弘文館、一九九六年)
- (16) 前註(5) 佐古論文。
- (17) 前註(1) 関論文、前註(3) 岡田論文。
- (18) 「鎌倉幕府と二所詣」(『鎌倉幕府と東国』、二〇〇六年)
- (19) 文永六年段階の部分は卷二の「文永五年辰月 日、一部六巻勘注ヲラフ」などが該当しよう(六頁)。これに関して、卷五には「合戦ノ時矢ノ尻ニヌリテ敵ノ身ニイタテツレハ決定シヌト申セル フシ如何 ソノフシハ附子トカク歟 但近年夷人合戦ヲアヒタ附子ノ用ヲケツ薬ヲシリイタセリトキコエ侍ヘル歟」とある(五九三頁)。矢尻に塗った「附子」(フシ・ブス、トリカブト)について(『大漢和辞典』第一巻、八一七頁)、「近年夷人合戦」の後に解毒法が知られようになったとある。太田氏は「夷人」(アイヌ)が毒消しを発見したと解釈された(前註(6) 太田論文)。卷五の「問 東夷ノエソ如何 答エソトハ夷人トイフ」を前提としていよう(六三一頁)。毒矢は「八幡愚童訓」に「蒙古カ矢短シト云トモ、矢根ニ毒ヲ塗リタレハ、チトモ当ル所毒氣ニマク」とみえる(『群書類従』第一輯)。文永の役は文永二(一二七四)年である。太田氏の理解なら文永六年以前の蝦夷合戦の情報、後者なら追補した際の記事となる。
- (20) 前註(8) 佐古論文。
- (21) 岡田氏は「好彦カ」とする(前註(2) 岡田論文)。なお、「宮内」の付く北条氏被官には粟飯原・安東・斎藤・佐藤氏などがある(「北条氏被官一覧」『北条氏系譜人名辞典』、新人物往来社、二〇〇一年)。
- (22) 田中稔「野津本『北条系図』、大友系図」(『国立歴史民俗博物館研究報告』五、一九八五年)
- (23) 「五妻鏡」建長六年一〇月一七日条・建長五年一〇月一一日条。
- (24) 陽明文庫所蔵「関東御式目」(池内義資編『中世法制史料集』別巻 御成敗式目注釈書集要)、岩波書店、一九七八年)五八三・六一〇頁。
- (25) 中田祝夫監修・水川喜夫「飛鳥井雅有日記全釈」(風間書房、一九八五年)
- (26) 「尊卑分脈」は母が源定忠娘で妻は実時の娘、「公卿補任」は母を実時の娘とする(弘安元年条)。
- (27) 前註(25) 水川氏著。
- (28) 前註(25) 水川氏著。
- (29) 「西大寺観尊伝記集成」(奈良国立文化財研究所、一九七七年)
- (30) 加藤浩司氏は、「キ」はその事象が生起するのをその時点で自分自身が直接目撃したり明確に意識したという視覚的・感覚的記憶を伴うものを表現するのに用いるとし、「ケリ」はこうした記憶の伴わないものを表現するのに用いるとしている(「キ・ケリの意味・機能の差異」『キ・ケリの研究』、和泉書院、一九九八年)。
- (31) 経尊も連歌会に加わっていたようで、大嘗会での悠紀方と主基方で用いられる内容が議論された際、「シロタエノ衣ヲトニウツリテラミスリニニタリトヨミヲケルヲ興アル風情ナルヲ謬難クワヘ申セリシ、イカ、トキコエ侍ヘリキ」との批評

- を直接的に聞いたとする表現がみえる(二二六頁)。
- (32) 「承久記」(『保元物語』平治物語 承久記) 新日本古典文学大系43、岩波書店、一九九二年) 三五五頁。
- (33) 古活字本『承久記』は水無瀬殿を「爰ニテ有バヤ」(前註(32))『保元物語』平治物語 承久記)所収、「承久兵乱記」では水無瀬殿に「せめてはこ、におかれはや」と願ったとある(『統群書類従』第二〇輯下)。
- (34) 他に公卿の車(七六五頁)・管弦の家(七八五頁)がある。
- (35) 『角川日本地名大辞典』16 富山県(角川書店、一九七九年)
- (36) 「申侍ヘリツ」の表現は、数の段に「カツハ第四卷ノカスノ所ニクハシクハ申侍ヘリツ」(一一一〇頁)、鱗の段に「第七卷ノイロコノ所ニクハシク申侍ヘリツ」とあり(一一六一頁)、自己の経験と考えてよい。他に「カノ国ノ住人申セリ」というのもある(一二六七頁)。
- (37) 前註(15) 富澤論文。
- (38) 富澤清人「中世検注の特質―取帳と目録を通じて―」(前註(15) 著)
- (39) 蘭部寿樹「中世前期村落における古老・住人身分」(『日本中世村落内身分の研究』、校倉書房、二〇〇二年)
- (40) 富澤氏は検注に関わる「国々ノ風」(国ごとの違い)や現地に通じた図師などの職務が具体的に記されていることも指摘している(前註(15) 著)。
- (41) 相田二郎氏は「事物を徴収する分量を記載した文書」としている(『日本の古文書』上、岩波書店、七九五頁、一九四九年)、他に、伊藤清郎「徴符」(『荘園関係基本用語解説』講座 日本荘園史 Ⅰ、吉川弘文館、一九八九年)。
- (42) 「金沢文庫古文書にあらわれた鎌倉幕府下の武蔵国衙」(『金沢文庫研究』一一一、一九六五年)、『石井進著作集 第四卷』、岩波書店、二〇〇四年、収録)
- (43) 農夫には、他に「農夫等カカタヨリニツカハル、ヲユイトナツク」(七二六頁)、「稲ヤ麦ヤノカリシホニナリタルヲウレタリト農人ノ申セル」(四六二頁)、「農夫カモチタルスキ如何 鋤也」の用例がある(八四八頁)。
- (44) 「ヨモノ神社ニ御田代トテ田ヲ殖フルヨシノ神事アリ 巫女神人等 手コトニ苗ヲ取テウヘアソフ時ノ哥ニハアラタニオフル トヒクサノハナヤ テニツミレテヤミヤヘマイラムヤトウタヘリ コレハ字ノマ、ニ富草トイヘリ ソレヲサイハラニウタフハ古今集ニモイレル歟 ワカトノハ ムヘモトミケリ サキクサノ ミツハヨツハニトノツクリシテトイフ哥ヲ卅一字ノホカニヲハリコトニヤラクハヘテウタウトキコエ侍ヘリ」とある(二二八二頁)。河音能平「ヤスライハナの成立」(『中世封建社会の首都と農村』、東京大学出版会、一九八四年)を参照。他に、ホトトギスと勸農の関係の記述もある(二二二七頁)。
- (45) 「備中新見庄の成立」(『新見市史』通史編 第四章第一節、一九九三年)
- (46) 中野栄夫氏は季綱の所職を地頭職と想定された(鎌倉幕府政治の展開と備作地方)『岡山県史 第四卷 中世Ⅰ』、一九八九年)。
- (47) 五味文彦「源実朝一将軍親裁の崩壊―」(増補 吾妻鏡の方法)、吉川弘文館、二〇〇〇年)、他に岩田慎平「頼家・実朝期における京下の鎌倉幕府史僚―源仲章・源光行を中心に―」(『紫苑』一二、二〇一四年)。折田悦郎氏は仲章と清原清定が「公事奉行人」とよばれ幕府文書の奉行・署判にあたったと指摘された(鎌倉幕府將軍制についての一考察(上)―実朝將軍期を中心として―『九州史学』七六、一九八三年)。
- (48) 村上光徳「慈光寺考」(『駒沢国文』一四、一九七七年)、武久堅「慈光寺本承久記」『卷末記事』の諸問題(『軍記物語の窓』第四集、二〇一二年)。
- (49) 東京大学史料編纂所影写本「慈光寺文書」の奥書は次のようである。
右、京都市上京区中立売通子爵慈光寺恭仲氏所藏、明治三十八年十月採訪、明治三十八年十二月、影写了、
紀氏関係文書二通以外は、①慶長一〇年九月一〇日女房奉書、②明応二年九月二五日女房奉書、③「暦応四年」七月二九日好專書状、④「暦応四年」七月二九日好專書状写、⑤連歌断簡、⑥元和五年五月三日和歌である。
- (50) 証判の花押は建武三年七月日天野遠政軍忠状にみえる斯波高経の花押と同じである(『花押かがみ』七、吉川弘文館、一六七頁)。堀川康史氏のご教示を得た。
- (51) 「論語集解」を伝授された土師左衛門四郎は吉良氏などと密接な関係にあった(『愛知県史』資料編8―1870)。山崎誠「学僧実融について」(『愛知県史研究』七、二〇〇三年)、同「猿投神社漢籍の世界」(『豊田史料叢書 猿投神社聖教典籍目録』、二〇〇五年)。
- (52) 「斯波氏の興起と分国の形成」(『足利一門守護発展史の研究』、吉川弘文館、一九八〇年)
- (53) 「室町幕府守護制度の研究 下」(東京大学出版会、一九八八年)一一二、二二四頁。
- (54) 森茂暁「高一族と室町幕府」(『史淵』一一三、一九七六年)
- (55) 前註(52) 小川論文。
- (56) 「室町幕府守護制度の研究 上」(一九六七年)二三四頁。
- (57) この他、延慶三(一三二〇)年の沙弥某奉書写によれば、村社行仏後家尼行心が駿河国興津郷内公文名の安堵を申請した際に召文が村社三郎に発せられた(鎌遺二四三―一八)。興津郷には安貞三(一二二九)年二月一三日の北条泰時御教書写があり、郷内の小河を興津虎石に安堵している(鎌遺三三〇八)。これらは「諸家文書纂」八「興津文書」に収録され、興津氏は駿河国の有力な庁官人入江氏の一族で「綱」を通字とし、入江荘は得宗領、興津氏は御家人だった(寛雅博「北条氏と遠駿豆の武士たち」湯之上隆「交通の発達と東海道」『静岡県史』通史編2 中世、一九九七年。高橋典幸「鎌倉幕府と東海御家人」『中世の伊豆・駿河

- ・遠江、二〇〇五年)。興津郷内に所領を知行する村社氏が備中国村社郷に由来するなら、その一部は北条氏と極めて近い関係にあったこととなる。
- (58) 「解説 承久記」(前註(32))『保元物語 平治物語 承久記』所収
- (59) 小林芳規「名語記の口頭語について」(『鎌倉時代語研究』二四、一九九四年、工藤力男「如泥―名語記私解・続」(『成城国文学論集』二三、一九九五年)
- (60) 延暦寺・日吉社(八二二頁)、園城寺(七五〇頁)、稲荷社・石清水(二九〇頁等)などがみえる。難読の単語に乙訓郡(二二四五頁)などがある。
- (61) 他に、大炊御門・万里小路などの難訓を紹介し(七頁等)、「カモノ社」は「上社」ハ賀茂トカキ 下社「ハ鴨トカケリ」と上賀茂社と下鴨社の区別(二九八頁)、太秦広隆寺について「秦正ニ広隆カ葉師堂ヲタテ、広隆寺トナツケタル故ニ混シテ広隆寺ヲウツマサトイヒツケタル也」と「太秦」の通称の背景を説明している(二二七頁)。
- (62) 治安三(一〇三二)年に藤原道長は法成寺に羅城門の礎石を利用した(『京都市の地名 日本歴史地名大系27』、平凡社、一九七九年)三四頁。
- (63) 「京都府の地名 日本歴史地名大系26」(平凡社、一九八一年)二二七・八頁。
- (64) 大村拓生「中世嵯峨の都市的発展と大堰川交通」(『都市文化研究』三、二〇〇四年)
- (65) 飛鳥と飛鳥井の語源(二二七頁)、長谷(一四六頁)、泊瀬河(一四七頁)、春日神社(六七四頁)、三輪神社(七四六頁)、長太ノ浦(四二六頁)などがある。
- (66) 他に、四天王寺(一五二頁等)、河内国弓削の由緒を記す(七三〇頁)。この他は、「南州」(南都)での肘を使った計量方法を述べる(七九九頁)。
- (67) 遠江国言任神社(静岡県掛川市)は「アツマチニコトノマ、ト申ス神社」とある(五五〇頁)。名所は富士(五九二頁)・足柄山(二二七六頁)がある。
- (68) 常陸の語源(一一一四頁)、結城郡(七三二頁)・最上郡の読み(一一三二頁)、白河関などである(九二二頁)。物産では土筆を「信濃国トクサニタカハスフシニタレハ」と言うなどがある(一三三二頁)。
- (69) 有馬温泉は俗語の「テユ」が「答イテユ也 出湯也」(六四〇頁)、箕面寺の読みが「ミノオ」(二〇七四頁)。名所に淀・河尻(三〇八頁)、江口(三二八頁)がみえる。
- (70) 播磨完栗郡(一一〇〇頁)、神社は厳島神社(一三三二頁)、出雲大社(一三四一頁)。
- (71) 成珣珂「『交隣須知』の日本語の方言性について―語彙を中心として―」(『日本語学論集』創刊号、二〇〇五年)
- (72) 前註(10) 江口論文。
- (73) 他に「田舎」では「草シケリタル ヌマツ田舎ニハ牟田トナツケタリ」と沼状の土地を牟田という(四四一頁)。「牟田」は当時の文書では九州地方の文書にそのほとんどが認められる(鎌遺一〇五四他)。
- (74) 神官の家では住吉神社の王氏(五九八頁)、紀伊日前社では「間 紀伊国日前宮ト申ス社ニ神主職ヲハ紀ノ国造トナツケ ソノツキソツカサニテ神殿ノアツカリヲトナツク」とある(三二二頁)。後者は紀氏への親近さと関わるうか。
- (75) 『今昔物語集』三新日本古典文学大系、岩波書店、一九九三年(三〇五・三〇六頁。美作の鉄に関連して、古代の鉄生産と調庸としての鉄については、福田豊彦「文献史料より見た古代の製鉄―製鉄史における九世紀関東の位置―」(『東京工業大学製鉄史研究会』古代日本の鉄と社会、平凡社選書、一九八二年)
- (76) 『たたら製鉄』(吉備考古ライブラリー10、吉備人出版、二〇〇三年)
- (77) 「古代・中世の製鉄史における中国山地の位置」(『瀬戸内海地域史研究』三、一九九一年)
- (78) 「公文大中臣氏と製鉄による集落および水田の形成―坂本・千屋地区」(『中世の荘園空間と現代』、勉誠出版、二〇一四年)
- (79) 小野正敏・飯村均・中島圭一・濱久年「鼎談 金属から見た中世」(『金属の中世―資源と流通―』、高志書院、二〇一四年)
- (80) 嘉元三(一一三〇五)年三月日、峯貞陳状案(青方文書、鎌遺二二二五六)
- (81) 永禄五(一一五六二)年の備中国芳賀郡村社郷小河分検田帳に「かわや 二郎右衛門」などとみえる(竹田家文書四九、『新見市史』)。
- (82) 絵巻物で竈の上部を描いたものは乏しく額は確かめにくい。なお、竈の絵を『日本常民生活絵引』より示すと、『信貴山縁起絵巻』二巻一〇二頁、『一遍聖絵』二巻一〇五頁、『春日権現記』四巻一六九・二〇九頁、『福富草紙』四巻二六一頁、『幕掃絵詞』五巻一三三頁である(一九八四年)。
- (83) 「伊予砥ものがたり」(二〇〇〇年)。他に、「砥部町誌」(一九七八年)、『砥部の文化財』(二〇〇二年)。後者二点は黒川信義氏のご教示による。
- (84) 応徳二(一一〇八五)年正月、法勝寺新堂用途勘文案(『平安遺文』一一二八)、久寿二(一一八五)年八月、丈六皆金色阿弥陀仏像支度注文案(『平安遺文』補八三)。
- (85) 建治年間以前の白石凝灰岩製の石塔は、①長泉寺層塔(文永二年、伊予市)、②天平曾根層塔(建治三年、伊予市)、③明石寺五輪塔(鎌倉時代中期、西予市)がある(『日本石造物辞典』、吉川弘文館、二〇一二年、解題は海邊博史氏)。
- (86) ①海岸寺奥ノ院層塔(平安時代、多度津町、天霧石)、②出釈迦寺禪定塔(平安時代、善通寺市、天霧石)、③善通寺誕生院層塔(平安時代、善通寺市、東讃岐産白色凝灰岩)、④川東五輪塔(鎌倉時代前・中期、さぬき市、凝灰岩)、⑤一宮寺石塔群(宝治元年、高松市、白石凝灰岩)、⑥白峯寺石灯笼(文永五年、坂出市、花崗岩)、⑦筒野石塔(文永七年、さぬき市)がある(『日本石造物辞典』、二〇一二年、解題は海邊博史氏)。

- (87) 「紀伊に運ばれた中世讃岐の石造物―海南市浄土寺・藤白神社所在火山石製層塔を中心に―」(『紀伊考古学研究』一二、二〇〇九年)
- (88) 櫓・櫓の読み(一一・二四八頁)、櫓の操舵法を記す(二五五頁)。また、「キイ」に「船ノ櫓ヲシマハス時ノナルヲト」と注記する(七〇五頁)。
- (89) 「マホ」にはアクセント記号があり、先述の「ナハ」と同じである。
- (90) 『図説 和船史話』(至誠堂、一九八三年)三三六頁。その後の『名語記』にみえる「唐船」を考察した研究には渡邊誠氏の研究があり、唐船の帆は網代帆であるという石井謙治氏の研究を承認し瀬戸内海に唐船が入ったと認めた(『平安・鎌倉期『唐船』考』『九州史学』一七〇、二〇一五年)。瀬戸内海の「唐船」が国内の継船と理解する見解は、称名寺派遣の「唐船」が継船であった文書を紹介した筆者の見解(『鎌倉への海の道』、神奈川県立金沢文庫・図録、一九九三年)、シャルロット・フォン・ヴェアシュア氏の見解がある(『平清盛と唐船』『日本歴史』七七九、二〇一三年)。
- (91) 「晨旦国モ当時ハ宋国ナレトモ 唐トノミ云カ如シ」とあるのも、同様の背景による(一〇〇〇頁)。
- (92) 井上聡「伊予の地域社会と奈良の律僧」(『列島の鎌倉時代』、高志書院、二〇一一年)
- (93) 「安嘉門院とその女房たちをめぐって―阿仏尼序説―」(『立教大学日本文学』五三、一九八四年)
- (94) 前註(11) 迫野論文。
- (95) 他には、『伊勢物語』(五五七頁等)。「文選」(一〇三七頁)。「和銅ノ記」(二七八頁)とは、和銅六年に編纂が命じられた『風土記』のことか。
- (96) 「歌道ノ人」は他に、①「父母ヲカソイロトナツク如何 此体ノ事ハ哥道ノ人ノミシレル歟」(一二二〇頁)、②「イハミカタ如何 コレハ和哥ナトノ詞ニアル歟 ソノ心ヲ哥道ノ人シレルヘシ」(一二三二〇頁)がある(一三六八頁)。

(愛知学院大学文学部・国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇一五年三月一八日受付、二〇一七年一〇月二日審査終了)

Kyōson, the Author of *Myōgoki*, and His Personal Relations : Interaction between Court Nobles and Samurai and the Transport and Logistics in Western Provinces in the Mid-Kamakura Period

FUKUSHIMA Kaneharu

Myōgoki is a dictionary compiled by Kyōson in the mid-Kamakura period and possessed by Hōjō Sanetoki, the founder of the Kanesawa Bunko (Kanesawa Library). As to the origin of the compiler, several theories have been proposed, such as a priest of Fushimi Inari Shrine in Kyoto, a younger brother of Madenokōji Sukemichi, and a son of Kazanin Nobutsune. Kyōson is also believed to have established close relationships with the Hōjō family in Kyoto through interaction with calligraphers of the Teika school. This article examines the experiences of Kyōson to elucidate his social status and activities.

Kyōson is assumed to have been acquainted with those closely associated with ex-Emperor Gotoba. One of the reasons for this assumption is because *Myōgoki* states that the residence of the ex-emperor had been renamed from Minase-dono to Hirose-dono. This imperial villa is also called as Hirose-dono in the Jikōji version of *Jōkyūki* (Record of the Jōkyū Disturbance). This common description implies that the two documents had a common basis. Moreover, Kyōson visited Murakosogō in Bicchū in order to collate his inventory with that of local residents. He was introduced to the Ki family, who had been enfeoffed with the estate by Shōgun Sanetomo, by Minamoto no Nakaakira, who was a retainer of ex-Emperor Gotoba and whose family (Jikōji) kept the Jikōji version of *Jōkyūki* as well as the Jikōji documents including the records of Murakosogō. It is therefore presumed that Kyōson had close relationships with the Jikōji family.

One of the characteristics of *Myōgoki* is that it is largely devoted to describing lower government clerks and artisans and their jargon. It has been believed that Kyōson was deeply involved in the control of artisans. Meanwhile, an analysis of description of the Jikōji family reveals that the Nakaakira branch was engaged in the control of artisans and the procurement of goods for the ex-emperor and the Imperial Court. The association of Kyōson with these kinds of people is also observed in his relationships with provincial authorities. His description as to land tax, transport, and logistics in western provinces, on which he spent considerable ink, includes the statement that typically, in Mimasaka, farmers were taxed on their hoes and paid the balance due with buckskin when they could not pay the tax in full. *Myōgoki* also states that in Kyoto, kilns were made of Iyo stone, which was mainly mined in Mount Toishi (in Toyama, Tobe Town, Ehime Prefecture), which is likely to be

included in the Yamazaki estate of Fushimi Inari Shrine. This is consistent with his description about the shrine. Therefore, it is assumed that he was principally serving as a priest at Fushimi Inari Shrine, originally came from the Jikōji family or its subordinate family, and had expertise in the management of estates.

Key words: *Myōgoki*, Kanesawa Bunko collection, Kyōson, Jikōji family, Fushimi Inari